

## 令和4年度「学校の部活動に係る活動方針」

田原本町立北中学校

### 部活動の意義

- 学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術文化等に関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- 部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心を持った事柄を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。
- さらに部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員等と密接に触れ合う場として大きな意義を有するものである。
- このように部活動は、生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

### 学校の部活動の在り方に関する方針の策定

スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、奈良県教育委員会策定「奈良県部活動の在り方に関する方針」、田原本町教育委員会策定「田原本町運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本校の生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として、本校の「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

### 指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるように、本年度は6つの運動部活動（野球・陸上・ソフトテニス・バスケットボール・バレーボール・バドミントン）と1つの文化部活動（吹奏楽）とし、各部活動に複数の顧問を配置出来るように努める。生徒、教員が減少した場合は、新たな休止の部活動を検討する。
- 県教委の予算措置がある範囲で、積極的に部活動指導員や外部指導員を任用する。
- 生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 適切な練習時間・休養日等の設定

### ○ 練習時間

- ・ 平日は2時間程度  
5月～7月は長めに10月～2月は短めにし、年間で2時間程度になるようにする。
- ・ 土日、休日、長期休業日は3時間程度  
練習試合は必要に応じて公式戦と同程度の時間とする。

### ○ 休養日

- ・ 学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。  
(平日1日、週休日1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。大会や学校行事及び天候を考慮し、学期単位で調整し、振り替えることも可とする。)
- ・ 長期休業中には、年末年始やお盆の時期等にある程度の長期の休養期間を設ける。

## 安全管理・体罰等の根絶

- \* 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で活動を行う。
- ・ 生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- ・ 定期的に施設、設備等の安全点検を実施するとともに、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- ・ 高温下での活動や急激な天候変化に適切な判断を下せるようにし、熱中症などの事故防止に努める。
- ・ 体罰等の根絶に向けた取組を推進する。